

別表 採択要件及び助成対象経費

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費
1 産地づくりモデル地域育成事業					
(1)産地づくり躍進推進事業	水田における露地野菜産地づくり又は生産拡大を進めるための、基本構想の効果的な取組に向けた検討、モデル園芸団地の形成、販路の確保、生産・流通の改善等の取組に要する経費を助成する。	市町村 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 認定農業者 ³⁾ 人・農地プランの中心経営体 ³⁾ 市町農業公社 ⁴⁾ 全国農業協同組合連合会 栃木県本部 農業サービス事業体 ⁵⁾	以下の要件を全て満たすものであること 1 基本構想の承認を受けた地区における取組であること 2 基本構想に沿った取組であること	1/2以内	水田における露地野菜産地づくり及び供給体制の強化に向けた以下に掲げる経費 1 基本構想の効果的な取組に向けた検討会や調査分析等に係る経費 2 モデル園芸団地の形成に向けた優良苗の調達、土壌改良資材、生産資材等の購入に係る経費 3 新たな販路の確保に係る経費 4 低コスト化等収益性向上に向けた実証に係る経費 5 その他目的達成のために必要な取組について農業振興事務所長が認める経費
(2)産地づくり躍進整備事業	水田における露地野菜産地づくり又は生産拡大を進めるための、低コスト生産に必要な機械・施設の導入に要する経費を助成する。	市町村 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 認定農業者 ³⁾ 人・農地プランの中心経営体 ³⁾ 市町農業公社 ⁴⁾ 全国農業協同組合連合会 栃木県本部 農業サービス事業体 ⁵⁾	以下の要件を全て満たすものであること 1 基本構想の承認を受けた地区における取組であること 2 基本構想に沿った取組であること 3 原則として、産地づくり躍進推進事業と一体となって取り組むものであること。ただし、産地づくり躍進推進事業を実施せず、自主的に同様の取組を行う場合にあつては、この限りではない。	施設 4/10以内 機械 1/3以内	1 栽培管理機械（排水対策機械、播種機、移植機、管理機、薬剤散布機、収穫機等） 2 出荷調整機械・施設 3 一次加工機械・施設（洗浄機、皮剥き機、カット機、冷凍機械、パッケージ機、一次加工に必要な機械・施設） 4 乾燥貯蔵施設（乾燥施設、貯蔵施設、冷凍施設、鮮度保持装置、貯蔵用コンテナ等） 5 その他目的達成のために農業振興事務所長が特に必要と認める機械・施設等

※ 1) 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものをいう。

2) 「農地所有適格法人」とは、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であつて、かつ、同一世帯ではない3名以上の者で構成する法人をいう。

3) 法人化している経営体又は5年以内の法人化を目指す経営計画を策定する経営体に限る。

4) 「市町農業公社」とは、市町が出資しており、農業振興を目的として設立された法人をいう。

5) 「農業サービス事業体」とは、農家から委託を受けて直接的に農作業を行う組織をいう。